

令和 7 (2025) 年度第 1 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

開催日時 令和 7 (2025) 年 5 月 29 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 2 時 30 分

開催方法 本館 9 階会議室 3

議事日程

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 審議事項
「アクロスプラザ宇都宮インターパーク」の新設届出について (宇都宮市)
 - (2) 報告事項
大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- 3 閉会

出席者

〔 委 員 〕 青山直子、長田哲平、高梨弘幸、竹久保洋、福田宏子、山口早紀
以上 6 名

〔 事務局 〕 経営支援課 梁木課長、横山課長補佐 (総括)、郷野課長補佐 (商業活性化担当)、佐山主任、石崎主事

宇都宮市 経済部商工振興課 赤羽課長、小林主任主事、氏家主事
環境部環境保全課 齋藤係長
建設部技術管理課 秋田課長
建設部道路管理課 金光主任
都市整備部都市計画課 大竹課長補佐

議事の経過

午後 2 時、司会の郷野課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員 6 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として高梨委員と福田委員が指名され、議事に入った。

議題 1 審議事項 (1) の「アクロスプラザ宇都宮インターパークの新設届出」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 既存では、引込みレーン 2 箇所に対処していたが、出入口 の対策について確認したい。

事務局 : 出入口 は既存の引込みレーンを延長し、開店後出入口 において、引込みレーンが必要な状況が発生した場合、必要な長さを確認し検討することを県警と協議している。

委員 : 承知した。交差点 A に近い立地のため注意していただきたい。

委員 : 交通事故対策について、既に同様施設が立地しており、周辺の交通事故状況について警察本部のホームページを確認したところ、今年 3 月にはインターパークショッピングビレッジにおいて、また昨年 12 月には FKD インターパーク店において、自動車と歩行者による事故が発生している。地図上では、い

ずれの事故も駐車場で発生したのか、歩道あるいは車道上であったのかは断定できないが、いずれも土曜日の19時頃に発生しており、車両や歩行者の往来が多く、また日没後で見通しが効きづらい状況であったことが推察される。事業者によれば、繁忙期に交通整理員の配置や出入口に一時停止や案内板の設置を検討するとのことだが、こうした事故を鑑みて、交通安全対策の徹底をしていただきたい。

委員：景観条例について協議済みとのことで意見なし。また、建築基準法、盛土規制法、建設リサイクル法、建築物省エネ法について協議済みとのことであり、意見なし。

委員：建築予定地の周辺に同様の施設が存在しているが、深夜帯の青少年の徘徊はあるか。

事務局：現時点でそのような話は聞いていない。

委員：承知した。

委員：固定的に従業員駐車場台数として最低限必要な台数はどれほどか。つまり、どの程度流用の幅があるのかを確認したい。

事務局：確認の上、回答させていただきたい。

委員：承知した。必要駐車台数の計算式において、補正係数（ α ）を、総合スーパーの場合の0.8を使用しているが、今回の出店形態の場合、総合スーパーの係数を利用して必要駐車場台数を求めることは適切なのか確認したい。

事務局：後日確認の上、回答させていただきたい。

委員：必要あれば事業者に対して、指導していただきたい。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後2時30分に審議会は終了した。